

1 図画工作科における教育課程実施上の課題と指導上の留意事項

(1) これからの図画工作科の指導に生かす四つの視点

① 育てたい資質や能力について

新しい学習指導要領の教科目標では、「感性を働かせながら」を加え、子どもが、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を育成することを一層重視した。

学年の目標では、造形への関心・意欲・態度、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力などの育てたい資質や能力をより明確にした。

このことにより、「生き生きと、活発に、楽しそうに」という印象だけではなく、「今日の授業では、このような子どもの姿が見られた。子どもは、この能力を発揮していた。」という、子どもの資質や能力に基づいた声が聞こえるようになってきている。しかし、「こういう作品をつくらせたい」という、完成した作品のイメージだけが先行している例も未だ見られる。

まず、大切なのは、授業のねらいを明確にすることである。この授業で、子どものこの資質や能力を伸ばすというねらいをはっきりさせなければならない。その上で指導し、活動の過程で発揮している能力に目を向け、子どもの活動のよさを捉えることが大切である。

② [共通事項] について

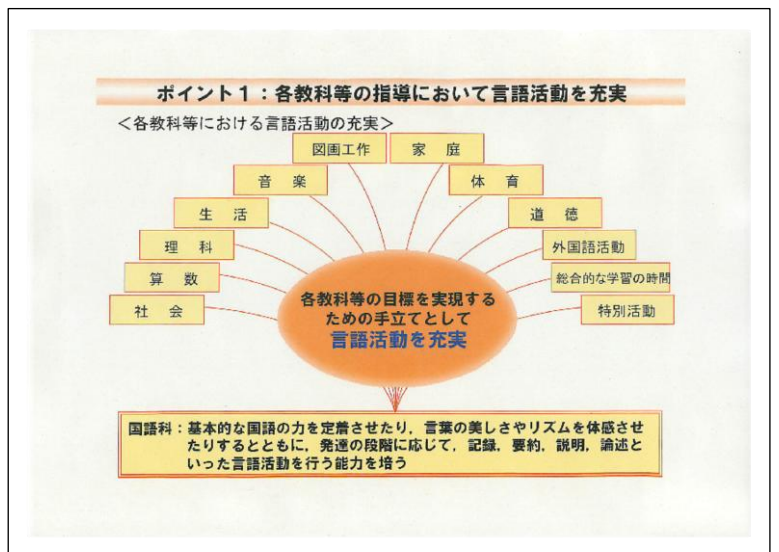
[共通事項]は、表現及び鑑賞の各活動において、共通に働いている資質や能力である。子どもの活動を具体的に捉え、造形的な創造活動の基礎的な能力を育てるために、新たに加わった指導事項でもある。子どもが自分の感覚や活動を通して、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴を捉え、これを基に自分のイメージを持つことを示している。

話し合いの場面を例にしてみると、これまでは、「子どもが話し合いながら活発に活動していたか」という視点で捉えることが多かった。しかし[共通事項]の視点を持つことにより、「子どもが自分の形や色などを手掛かりに友達と話し合いながらイメージをふくらませているか」と、子どもの姿を基に適切に捉えることができるようになった。

[共通事項] = 「形・色・イメージ」として捉えるだけでなく、「自分の感覚や活動を通して」ということに意識を持つことも大切である。触れる、感じる等の子どもの体に結び付いた教科本来の活動を重視した指導を改めて見直すことも重要である。また、これまでの指導内容や方法を、「子どもが自分の感覚や活動を通して、形や色を捉え、それを基にイメージを持ちながら活動していたか」という視点で振り返り、授業改善に生かすことも大切である。

③ 言語活動の充実について

言語活動の充実は、各教科等において、国語科で培った能力を基本に、各教科等の目標を実現する



小学校 図画工作科

手だてとして考えることが重要である。その上で、形や色などが図画工作科における教科本来の言語ということも踏まえ、〔共通事項〕を活用して、子どもの思考力や判断力、表現力を伸ばすことが大切である。例えば、鑑賞の活動で、「友人と伝え合う等の話し合い活動をする」という方法によって、子どもたちは、思考・判断し、鑑賞の能力を伸ばしていく。言語活動を充実することによって、教科目標を実現するという捉え方が重要である。

④ 学習指導と学習評価について

どんな作品をつくらせようかという考えで授業や題材を設定すると、作品という結果だけが評価の対象となってしまう。作品だけで、子どもが授業の過程で発揮している資質や能力を捉えることは難しい。子どもの資質や能力を育てるという視点で授業や題材を考え、学習指導と学習評価をつなげて考えることが大切である。指示の多い授業では、子どもが一つ終わるごとに「これでいいですか?」と確認することになる。まず、活動内容に子どもが興味・関心を持ち主体的に取り組むことができるような設定をすることが重要である。評価方法は、観察や対話を基本としながら、座席表に記入したり、デジタルカメラで撮影したりするなど、子どもの良さを捉える方法を工夫する。また、一単位時間の中で、四つの観点全てについて評価規準を設定し、その全てを評価することは現実的には困難である。年間を通して評価を考えることによって、子どもの学習状況を確かに捉えたり、題材ごとに評価の観点に重点を置いて設定することも考えたい。授業後、改善点を考え次の実践に生かす、「題材」の見直しを通して年間計画の改善を図る等、学習指導と学習評価を一体的に捉え、教育課程の中に定着させることが大切である。

(2) 材料や用具に関する事項

「2 内容の取扱いと指導上の配慮事項」の「(3)材料や用具に関する事項」では、各学年で取り扱う材料や用具について示されている。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いることとし、児童がこれらに十分に慣れることができるようにすること。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いることとし、児童がこれらを適切に扱うことができるようにすること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いることとし、児童が表現方法に応じてこれらを活用できるようにすること。

アの「十分に慣れることができるようにする」とは、この学年においては、材料や用具の安全な使い方に気を付けながら、その扱いに慣れるようにすることが大切であることを示している。

イの「適切に扱うことができるようにする」とは、それぞれの用具の特性を捉え、表したいことに合わせて使うことを示している。

ウの「表現方法に応じてこれらを活用できるようにする」とは

使うことによってできた材料の形などの面白さから発想を広げたり、表したいことの必要に応じて活用したりすることを示している。

2 参考となる資料等

●言語活動の充実に関する指導事例集（文部科学省）

●評価規準作成のための参考資料、評価方法等の工夫改善のための参考資料

（国立教育政策研究所）

●小学校学習指導要領解説図画工作編（文部科学省）